

	心大血管疾患リハビリテーション料		運動器リハビリテーション料		
	I	II	I	II	III
算定日数上限	150日		150日		
所定点数	205点	125点	185点 ^(※1)	170点 ^(※1)	85点 ^(※1)
算定日数超過後 13単位/月まで(要介護者被 保険者等は除く)	205点	125点	185点 ^(※1)	170点 ^(※1)	85点 ^(※1)
算定日数超過後 13単位/月まで (要介護者被保険者等)	205点	125点	111点 (入院中)	102点 (入院中)	51点 (入院中)
医師要件 ^(※6)	循環器内科又は心臓血管 外科の医師が、心大血管 疾患リハビリテーション 実施時間帯に常勤勤務し ており、心大血管疾患リ ハビリテーションの経験 を有する専任の常勤医師 1名以上	心大血管疾患リハビリ テーションを実施する 時間帯に循環器内科又は 心臓血管外科を担当する 医師及び心大血管疾患リ ハビリテーションの経験 を有する医師 1名以上 (非常勤でも可)	運動器リハビリテーションの経験を有する 専任の常勤医師 1名以上	専任の常勤医師 1名以上	
専従常勤 セラピスト ^{(※7)(※8)}	PT・看護師いずれか 又は合わせて 2名以上 共に経験を有する者 (1名は専任でも可)	PT・看護師 いずれか1名以上 経験を有する者	PT・OT合わせて 4名以上	PT・OTいずれか 又は合わせて 2名以上 ^(※2)	PT・OTいずれか 1名以上
施設面積 ^(※3)	病院30㎡以上・診療所20㎡以上 訓練実施時、患者一人につき概ね3㎡以上確保		病院100㎡以上 診療所45㎡以上		病院・診療所 45㎡以上
人員・面積の共有	実施時間内は人員・施設面積共有不可		人員・施設面積共有可		
設備基準	酸素供給装置・除細動器 心電図モニター装置 トレッドミル又はエルゴメータ 血圧計・救急カート (医療機関内に運動負荷試験装置)		各種測定用器具(角度計、握力計等) 血圧計、平行棒、姿勢矯正用鏡 各種車椅子、各種歩行補助具等		歩行補助具 訓練マット、治療台 砂囊などの重錘 各種測定用器具等
対象患者	急性発症した心大血管疾患又は心大血管疾患の 手術後の患者 慢性心不全、末梢動脈閉塞性疾患その他の慢性的 心大血管の疾患により、一定程度以上の呼吸循環 機能の低下及び日常生活能力の低下を来している 患者 ※Ⅰに関しては、届出医療機関は循環器内科又は心 臓血管外科を標榜するものに限る		急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者とは、 上・下肢の複合損傷(骨、筋、韧带、神経、血管のうち3種類以上の複合 損傷)、脊椎損傷による四肢麻痺(1肢以上)、体幹・上・下肢の外傷・骨 折、切断・離断(義肢)、運動器の悪性腫瘍等のものをいう 慢性的運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の 低下を来している患者とは、 関節の変性疾患、関節の炎症性疾患、熱傷瘢痕による関節拘縮、運動器不 安定症、糖尿病足病変等のものをいう		

注1) 運動器リハビリテーション料の届出を行った保険医療機関(Ⅲの場合は専従する常勤のPTが勤務している場合に限る。)において、PT及びOT以外に、適切な運動器リハビリテーションに係る研修(Ⅲの場合は、運動療法機能訓練技能講習会を受講するとともに定期的に適切な研修を修了)を修了しているあん摩マッサージ指圧師等の従事者が訓練を行った場合については、当該療法を実施するに当たり、医師又はPTが事前に指示を行い、かつ事後に当該療法に係る報告を受ける場合であっては、他の算定要件を満たす場合に限り、運動器リハビリテーション料(Ⅲ)の所定点数を算定できる。

注2) 当分の間、適切な運動器リハビリテーションに係る研修を修了した看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師又は柔道整復師が、専従の常勤職員として勤務している場合であって、運動器リハビリテーションの経験を有する医師の監督下に当該療法を実施する体制が確保されている場合に限り、PTが勤務しているものとして届け出ることができる。

注3) 施設面積の測定はすべて壁心ではなく、内法による測定。ただし平成26年3月31日において、現に当該リハビリテーション料の届出を行っている保険医療機関については、当該機能訓練室の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、内法の規定を満たしているものとする。

注4) 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)の届出を行った保険医療機関(専従する常勤のPTが2人以上勤務しているものに限る。)又は脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅲ)の届出を行った保険医療機関(専従する常勤のPTが勤務している場合に限る。)において、PT、OT又はST以外に、運動療法機能訓練技能講習会を受講するとともに、定期的に適切な研修を修了しているあん摩マッサージ指圧師等の従事者が訓練を行った場合については、当該療法を実施するに当たり、医師又はPTが事前に指示を行い、かつ事後に当該療法に係る報告を受ける場合であって他の算定要件を満たす場合に限り、脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅲ)の所定点数を算定できる。

脳血管疾患等リハビリテーション料			廃用症候群リハビリテーション料			呼吸器リハビリテーション料	
I	II	III	I	II	III	I	II
180日			120日			90日	
245点	200点 ^(※4)	100点 ^(※4)	180点	146点 ^(※5)	77点 ^(※5)	175点	85点
245点	200点 ^(※4)	100点 ^(※4)	180点	146点 ^(※5)	77点 ^(※5)	175点	85点
147点 (入院中)	120点 (入院中)	60点 (入院中)	108点 (入院中)	88点 (入院中)	46点 (入院中)	175点	85点
専任の常勤医師 2名以上 うち1名は脳血管疾患等 リハビリテーションに 関する3年以上の臨床経 験又は研修会、講習会 の受講歴(または講師歴) を有すること		専任の常勤医師 1名以上	脳血管疾患等リハビリテーション料と同様			呼吸器リハビリ テーションの 経験を有する 専任の常勤医師 1名以上	専任の常勤医師 1名以上
①PT5名以上 ②OT3名以上 ※STを行う場合 ③ST1名以上 ①～③の合計で10名以上 (STのみを実施する場 合は別基準有り)	①PT1名以上 ②OT1名以上 ※STを行う場合 ③ST1名以上 ①～③の合計で4名以上 (STのみを実施する場 合は別基準有り)	PT・OT・ST いずれか1名以上	脳血管疾患等リハビリテーション料と同様			呼吸器リハビリ テーションの 経験を有する 専任のPT1名を 含む常勤のPT・ OT・STが合わ せて2名以上	専任のPT、 常勤OT又は 常勤STの いずれか 1名以上
病院・診療所 160㎡以上	病院100㎡以上 診療所45㎡以上		脳血管疾患等リハビリテーション料と同様			病院100㎡以上 診療所45㎡以上	病院・診療所 45㎡以上
人員・施設面積共有可			人員・施設面積共有可			人員・施設面積共有可	
歩行補助具、訓練マット、治療台 砂囊などの重錘、 各種測定用器具(角度計、握力計等) 血圧計、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡 各種車椅子、各種歩行補助具 各種装具(長・短下肢装具等)、 家事用設備、各種日常生活動作用設備等		歩行補助具、 治療台、 訓練マット、 砂囊などの重錘、 各種測定用器具	脳血管疾患等リハビリテーション料と同様			呼吸機能検査機器 血液ガス検査機器等	
※言語聴覚療法を行う場合は、 聴力検査機器音声録音再生装置、ビデオ録画システム等							
必要に応じ、麻痺側の関 節の屈曲・伸展を補助し 運動量を増加させるため のリハビリテーション用 医療機器							
急性発症した脳血管疾患又はその手術後の患者 急性発症した中枢神経疾患又はその手術後の患者 神経疾患 慢性的神経筋疾患 失語症、失聴及び失行症、高次脳機能障害の患者 難聴や人工内耳埋込手術等に伴う聴覚・言語機能の障害を有する患者 顎・口腔の先天異常に伴う構音障害を有する患者 舌悪性腫瘍等の手術による構音障害を有する患者 リハビリテーションを有する状態であって、一定程度以上の基本動作能力、応 用動作能力、言語聴覚能力の低下及び日常生活能力の低下を来している患者			急性疾患等に伴う安静(治療の有無を問わ ない)による廃用症候群であって、一定程度 以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴 覚能力及び日常生活能力の低下を来してい る患者			急性発症した呼吸器疾患の患者 肺腫瘍、胸部外傷その他の呼吸器 疾患又はその手術後の患者 慢性的呼吸器疾患により、一定程 度以上の重症の呼吸困難や日常生 活能力の低下を来している患者 食道癌、胃癌、肝臓癌、咽・喉頭癌 等の手術前後の呼吸機能訓練を要 する患者	

注5) 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)の届出を行った保険医療機関(専従する常勤のPTが2人以上勤務しているものに限る。)又は廃用症候群リハビリテーション(Ⅲ)の届出を行った保険医療機関(専従する常勤のPTが勤務している場合に限る。)において、PT、OT又はST以外に、運動療法機能訓練技能講習会を受講するとともに、定期的に適切な研修を修了しているあん摩マッサージ指圧師等の従事者が訓練を行った場合については、当該療法を実施するに当たり、医師又はPTが事前に指示を行い、かつ事後に当該療法に係る報告を受ける場合であって他の算定要件を満たす場合に限り、廃用症候群リハビリテーション(Ⅲ)の所定点数を算定できる。

注6) 週3日以上かつ週22時間以上勤務している専任の非常勤医師を2名以上組み合わせることで常勤1名としてみなす。なお、経験を有する医師の要件があるものについては、経験を有する非常勤医師の組み合わせに限る。

注7) 週3日以上かつ週22時間以上勤務している非常勤セラピスト又は看護師をそれぞれ2名以上組み合わせることで常勤1名としてみなす。ただし、常勤配置に算入することができるのは、それぞれ1名までに限る。(脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅰ)のみPT4名、OT2名、ST1名までみなすことができる。)なお、経験を有する者の要件があるものについては、経験を有する者の組み合わせに限る。

注8) 当該リハビリテーションの実施単位数は、従事者1人につき1日18単位を標準とし、週108単位までとする。ただし、1日24単位を上限とする。当該従事者が心大血管疾患リハビリテーションを実施する場合には、実際に心大血管疾患リハビリテーションに従事した時間20分を1単位とみなした上で計算する。